

港区公契約条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、港区公契約条例（令和八年港区条例第五号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(適用範囲)

第三条 条例第二条第三号ロの区規則で定めるものは、次に掲げる契約とする。

- 一 建物清掃業務に関する契約
- 二 用務業務に関する契約
- 三 庁舎等の設備運転管理業務に関する契約
- 四 自動車運行管理業務に関する契約
- 五 警備、受付及び施設運営業務に関する契約
- 六 高齢者支援に係る業務に関する契約
- 七 障害福祉サービスに係る業務に関する契約
- 八 学童クラブ、保育施設等の運営に係る業務に関する契約
- 九 給食調理業務に関する契約
- 十 情報システムの開発、改修、保守・運用支援等に係る業務に関する契約
- 十一 調査委託、不動産鑑定等に係る業務に関する契約
- 十二 建物設計、道路設計及び工事管理に係る業務に関する契約
- 十三 検査業務に関する契約
- 十四 映像、音声又は文字情報制作に係る業務に関する契約
- 十五 道路貨物運送に係る業務に関する契約
- 十六 道路、公園等の管理業務に関する契約

十七 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める契約

(特定公契約に該当することの周知)

第四条 区長は、締結しようとする契約が特定公契約に該当するときは、入札の公告、入札者の指名等の際に、当該契約が特定公契約であることを適切に周知するものとする。

(労働報酬の換算方法)

第五条 条例第七条第二項の規定により区規則で定める換算方法については、最低賃金法施行規則（昭和三十四年労働省令第十六号）第二条の規定を準用する。

(身分証明書)

第六条 条例第十二条第二項の身分を示す証明書は、身分証明書（第一号様式）とする。

(公表)

第七条 条例第十五条の規定による公表は、港区役所前掲示場及び総合支所前掲示場への掲示並びに港区ホームページへの掲載により行うものとする。

2 条例第十五条の規定により公表する事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定公契約の件名及び締結の日（指定管理協定にあっては、当該指定管理協定に係る公の施設の名称及び指定管理者の指定の日）

二 特定受注者又は特定受注関係者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

三 特定公契約を解除した場合にあっては、解除をした日及び解除の理由

四 特定公契約の契約期間の終了後に特定受注者又は特定受注関係者が条例第十四条各号のいずれかに該当していたことが判明した場合にあっては、その内容

五 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(審議会)

第八条 条例第十六条第一項に規定する港区労働報酬等審議会（以下「審議会」という。）に会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第九条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席し、かつ、条例第十六条第三項各号に掲げる者がそれぞれ一人以上出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、審議会への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

5 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会の議決があったときは、非公開とすることができる。

6 審議会の庶務は、総務部契約管財課において処理する。

(労働条件等の報告)

第十条 条例別表四の項の規定による報告をしなければならない契約は、特定公契約のうち予定価格が千万円を超えるものとする。

2 条例別表四の項の規定により報告する事項は、次に掲げるものとし、特定受注者は、当該報告事項について、区長が指定する日までに区長に報告するものとする。

- 一 労働報酬下限額の遵守の状況
- 二 特定労働者等に対する労働報酬下限額の周知の状況
- 三 特定労働者等の労働環境確保策の実施に関する状況
- 四 労働関係法令及び約定事項の遵守の状況
- 五 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

3 特定受注者は、前項の規定により報告した事項に変更があったときは、速やかに区長に報告しなければならない。

(特定労働者等への周知)

第十一条 条例別表五の項に規定する区規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 労働報酬下限額
- 二 労働報酬下限額の適用対象となる労働者等の範囲
- 三 条例別表三の項に規定する労働報酬に係る特定受注者の連帯責任に関する事項

四 特定労働者等が条例第十条の規定による申出をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けないこと。

(委任)

第十二条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この規則は、令和九年四月一日から施行する。ただし、第五条、第八条及び第九条の規定は、令和八年四月一日から施行する。